

# 視 察 報 告 書

報告者氏名：松岡和行

委員会名：民生常任委員会

期 間：令和4年10月24日（月）～26日（水）

視察都市等及び視察項目：

- ① 練馬区：ひとり親家庭自立応援プロジェクトについて
- ② 愛媛県：農福連携推進について
- ③ 豊中市社会福祉協議会：コミュニティソーシャルワーカーについて

所 感 等：

練馬区：ひとり親家庭自立応援プロジェクトについて

ひとり親家庭支援ニーズ調査（平成28年4月27日～5月23日）

調査目的は、ひとり親家庭の自立支援や、子どもの健全育成の支援に向けた効果的な支援策を検討する為、就労・求職時や子育て等における具体的な支援ニーズや、現在のひとり親支援事業の利用促進に向けて改善すべき課題等を把握すること。

調査対象は、区に存在する児童育成手当受給世帯のうち、申請事由が離婚、死亡、生死不明、遺棄、未婚である世帯。

調査方法は、郵送配布で郵送回収。回収状況は、発送数5,977件、有効回収数2,585件（回収率43.2%）。

分析結果で様々な問題点が分かった。

相談支援体制では、専管部署が不在。就労支援や生活設計の専門スキルが不足している。ひとり親が訪れる「子育て支援課」に相談窓口がない。相談窓口の土日開設のニーズが71%。支援事業の認知度がいずれ50%未満。

家計・生活では、51%が養育費の取り決めなし。「家賃の負担」の悩みが40%。「生活費、自分の老後、子の将来」の不安が60%以上。自分の健康」の悩みが55%。非就労者の30%が「社会からの孤立感」。

就労・就職活動では、59%が就職等を経験。「資格・学歴・技能・経験」の不足が課題。非就労者の85%が就労を希望。就労者の42%が転

職を希望（賃金が低い 64%）。49%が何らかの資格取得を希望。生活費の不足等を理由に、33%が資格取得事業を利用できない。最終学歴が「中学校」の就労率は 73%（高卒以上は 88%）。

子ども・子育てでは、子どもを見る親族の存在は 30%。子どもの悩みは、「進学」57%・「学力」45%。30%が「子どもと夕食をとれない」。40%が「コミュニケーション不足」。「子どもにきつくあたってしまう」が 40%。地域交流が「ない」は 38%。

支援策の方向性は次の通り。

相談支援体制では、専管部署と総合相談窓口の設置。相談対応時間・方法の拡大。事業の認知度は低く、周知の強化。

家計・生活では、養育費を取り決めるための支援。長期的なライフプラン設計。リフレッシュによる健康推進や孤立解消。

就労・就職活動では、ハローワークとの連携の強化。自立支援プログラムによる寄添型の就労支援。就職に向けた資格・学歴・技能の取得支援。就職活動・就労時の子どもの預け先確保。

子ども・子育てでは、子どもへの学習支援。子どもとコミュニケーションの機会の確保。子育てを支える地域での交流の機会の確保。

ニーズ調査で確認できた課題・ニーズに対し、行政への支援につながるよう相談体制を整え、「生活」「就労」「子育て」の施策の方向性に分類し、支援を行う。

プロジェクトの概要については次の通り。（平成 29 年度開始）

令和 4 年度予算は、1 億 4796 万円。

#### 1. 支援につながる（予算 1839 万円）

##### ①ひとり親家庭支援の専管部署の創設

生活福祉課ひとり親家庭支援係の創設（4 名体制）

##### ②ひとり親家庭総合相談窓口の設置

多くのひとり親家庭が訪れる児童手当窓口に、ひとり親家庭総合窓口を併設。総合相談は相談員 2 名常駐。家計相談は月 2 回、法律相談は月 4 回、出張相談は月 4 回。

##### ③相談対応時間・方法の拡大

総合相談の平日夜間、第 2・第 4 土曜日の開設（予約制）。

##### ④支援事業の周知強化

冊子「ひとり親家庭のしおり」を発行。パンフレット「サポートガイド」を発行。ひとり親家庭支援ナビを開設。メールマガジンを配信。

## 2. 生活を支援（予算 151 万円）

### ①養育費取り決めの促進

弁護士による法律相談を実施。戸籍係で離婚届の用紙を配布する際に、養育費啓発パンフレットを同時に配布。養育費の取り決めに関する公正証書や調停申立等の費用を助成。

### ②長期的なライフプラン設計の促進

ファイナンシャルプランナーによる長期的な家計相談を実施し、各支援に適切につなぐ。

### ③生活応援セミナーの実施

健康管理や就活メイク講座等、リフレッシュや交流となるセミナーを保育付きで実施。

## 3. 就労を応援（予算 1 億 1381 万円）

### ①自立に向けた資格取得等を促進

- ・自立支援教育訓練給付金（国家・民間資格）  
資格取得の受講費用 60%を支給（上限あり）。
- ・高等職業訓練促進給付金  
資格取得のための修学期間中に生活費を支給。  
促進給付金 区独自加算により月 14 万円を支給。  
修了時給付金 非課税世帯 5 万円、課税世帯 2 万 5000 円。
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援  
高卒認定試験の受講費用 60%を支給（上限あり）。

### ②就労支援セミナーの実施

パソコン講習会

パソコンを用いた在宅就労のための通信講座

### ③ハローワークとの連携

総合相談から、ハローワークの就労支援ナビゲーターへつなぎ、就労を支援。

### ④自立支援プログラムによる支援

家庭ごとに支援プログラムを策定し、総合的に支援。

### ⑤ホームヘルパーの派遣

就労自立を支援するため、子の見守りなどを実施。

## 4. 子育てを応援（予算 930 万円）

### ①訪問型学習支援・悩み相談の実施。

小学 4～中学 2 年生のいるひとり親家庭に学習支援員が訪問し学習支援や悩み相談を実施。

### ②親子交流・ひとり親家庭間交流を支援

親子レクリエーション事業

休養ホームに指定した宿泊施設の利用料を助成。

#### 5. その他として関係機関との連携

総合福祉事務所、保健相談所、子ども家庭支援センターなど

練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトでは、相対的な貧困率が高いひとり親家庭への支援を充実するため、ひとり親家庭支援の専管部署（生活福祉課ひとり親家庭支援係）を設け、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援策を総合的に提供している。

特に、令和3年度から開始した、生活支援事業の養育費の取り決めに関する公正証書等の費用助成は、他都市では10件以下が通常のところ、51件の取扱いがあった。養育費の取り決めに関する公正証書は、とても重要であり、素晴らしい取り組みが進められていた。

### 愛媛県：農福連携推進について

#### 農福連携に取り組む経緯・背景

農業分野では、高齢化・担い手不足・荒廃農地は深刻化している。愛媛県農業の維持発展のため、担い手への集約化、規模拡大を推進しているが、労働力の確保が課題となっている。地域や親族での労働確保が困難の状態である。労働力確保のため、新たに障がい者の就労機会を創出する。

福祉分野では、愛媛県内の就労継続支援施設数は、A型が75事業所、B型が204事業所あるが、障がい者の就労確保の問題があり、新たな雇用の創出として、農業での就労、福祉施設の農業参入が始まった。

#### 農福連携の事業概要・実績

##### ・平成28年度～平成30年度「農福連携促進モデル事業」

目的は、農業の生産現場における障がい者雇用意識の啓発や、障がい者施設等での農業技術力向上を図り、農業と福祉が寄り添う、愛媛型の農福連携を推進すること。

##### ①支援体制の整備、意識啓発促進

障がい者就農促進協議会の開催（本庁、5地方局、支局で実施）

意識啓発セミナーの開催（本庁で年1回実施）

##### ②農業分野への障がい者就労促進支援

農作業体験マッチング（累計34回、県主体で実施）

農福連携マッチング事例集の作成（平成30年度 事例集、チラシ各3900部）

③障がい者施設専門スタッフの技術力向上支援

栽培管理指導者育成研修会の開催（累計 45 回、5 地方局・支局）

モデル実証圃の設置（3 地方局で各 1 か所実施）

収穫物の販売支援（累計 28 回、5 地方局・支局で実施）

障がい者施設向けの栽培マニュアル作成（10 品目）

・令和元年度～令和 3 年度事業「農福連携ビジネス推進事業」

目的は、農福連携の取組みを普及するとともに、JA 等を中心とした組織的な体制の整備を促進し、産業の活性化や地域振興を目指すこと。

農福就労体制の構築

①農作業体験マッチング

5 地方局・支局で実施、JA によるマッチングを支援

②農福連携推進マニュアルの作成

令和 2 年度：5,000 部、令和 3 年度：4,000 部

③障がい者受け入れ研修会・セミナーの開催

5 地方局・支局で実施

④特別支援学校への農福連携啓発活動

県下 4 校 コロナの影響で令和 2, 3 年度は中止

⑤農業版ジョブコーチの育成研修会

5 地方局・支局で実施

更に、農林水産研究所にて研究、開発し、障がい者就労施設が自ら取り組む農業として、施設野菜高収益簡易栽培導入モデルとブルーベリー収穫技術向上モデルを開発し、農業経営に障がい者を受け入れた取り組みでは、露地野菜高収益栽培体系導入モデルを開発した。

令和 3 年度県下 JA との農作業体験マッチングと契約件数実績

・マッチング回数は累計 27 回

・契約件数は累計 11 件

・主な契約内容は、しいたけ収穫、里芋の収穫、アスパラガスの除草、ブロッコリーの収穫、ほ場への土入れ、里芋の調整、ニンニクの皮むき、柑橘の収穫等

・農業に取り組む福祉事務所は累計 74 事業所

今後の取り組み 令和 4 年度～6 年度事業「農福連携推進事業」

1. 農福連携普及支援

農福連携普及推進会議の開催（県内関係者との情報共有）

2. 現場レベルの推進体制の構築（5 地方局・支局で実施）

・障がい者理解促進研修会の開催

・農福連携交流セミナーの開催

- ・農作業体験活動の現地支援
- ・農業版ジョブコーチの育成研修会の開催

#### 農福連携デジタル化支援事業（東予地方局）

県内で最も多い 23 の集落営農法人を有しているが、経営規模拡大が進み、JA 職員の人手不足で農福連携のマッチング拡大が困難の状況で、経営の多角化と担い手対策が重要である。そこで、農作業受注システム研究・開発により、最新のデジタル技術（アプリ）を活用して課題を解決した。

#### 農福連携の課題

- ・トイレや作業スペースの整備が必要である。
- ・地域によって福祉施設数に偏りがあり、農福連携ができにくい農業地域がある。
- ・年間を通して定期的に農作業が行える環境が必要である。（繁忙期のみしか雇用がない。）
- ・農業者が求める作業と、障がい者が行える作業の認識のズレがある。
- ・B型施設における工賃の引き上げが必要である。
- ・県内 JA での取り組みにマンパワー不足により温度差がある。

本市においても、農福連携が実施されているが、農家と障がい者福祉施設との認識の差が出ている状況と思われる。農家としては、繁忙期の人手不足解消手段と考えていても、福祉施設にとっては、年間を通した雇用が重要と思われる。農福連携は、福祉の立場で安定した雇用をする場合、農作業のマニュアル化を進め、農業だけではなく、6次産業化を目指すことなどが必要になると感じる。

#### 豊中市社会福祉協議会：コミュニティソーシャルワーカーについて

##### 豊中市社会福祉協議会の CSW の取り組み

- ①制度の狭間から地域づくり
- ②住民と協働するワーカー
- ③ライフセーフティネットの仕組み
- ④プロジェクト会議（出口づくり）

総論賛成各論賛成 排除しない地域づくり

豊中における見守りの方法は、近隣、小学校区、生活圏域、豊中市域と分かれており、特に小学校区においては、100～200名のボランティアがいる。

校区福祉委員会活動としては、福祉なんでも相談窓口を小学校区ごとに設置している。内容は、身近な福祉相談の実施や専門機関への取次ぎ、

地域住民が集う、交流ふれあいの拠点、福祉サービスに関する情報やボランティア情報、地域福祉活動情報の受発信。概ね週1回、2時間開設している。

一人も取りこぼさない手段として、年間4,000軒のローラー作戦を行い、見守りマップを作っている。

緊急時の対応の仕組みとして、高齢者等見守りネットワークを構築している。高齢者の異変等を察知した場合に新聞配達や郵便配達、電気、水道等の事業所からCSWに連絡が入る仕組みを構築している。また、高齢者等の家庭に「安心キット」を配布し、冷蔵庫に保管するよう周知している。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割は、①福祉なんでも相談窓口のバックアップ、②地域福祉ネットワーク会議の運営、③地域福祉計画の支援、④セーフティーネットの体制づくり、⑤要援護者に対する見守り・相談である。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の取り組み

個別支援から仕組みづくり

○協働プロジェクト

- ・福祉ゴミ処理プロジェクト

大量ゴミの処理についてのルール化を図る

- ・徘徊SOSメールプロジェクト

携帯電話を使つてのまちぐるみのネットワーク

- ・各種交流会の開催 同じ立場の介護者をつなぐ

- ・高次脳機能障害者家族交流会と自主グループ化

- ・広汎性発達障害者の家族交流会と自主グループ化

- ・男性家族介護者交流の集い

- ・若い家族介護者の交流会

- ・8か国語の地域福祉ガイドの作成

空き家を使ったサロンでは、定年後の男性向けの麻雀や、なんでも相談、食事サービス等を行っている。また、宅地の無償貸与を受けて「豊中あぐり」を始め、現在は市内8か所で男性約150人が野菜作りや稲作を行っている。

「すべての人に居場所と役割を」を合言葉に、子どもの居場所ネットワークを構築。内容は、学生ボランティアによる子ども食堂・フリータイム・学習支援。実施主体は、校区福祉委員会で、「子どもたちの居場所」は、一人ぼっちをつくらない、生活力をつける、自己肯定感を高める、自分の役割を感じられる場所となっている。社会福祉協議会は、コンセ

プットの共有、フードバンクの構築、学習会の実施などを行う。

## 豊中の生活困窮者支援

### 生活困窮者支援緊急支援①

- ・貸付、日常生活自立支援、なんでも相談、資源ごみ持ち去り禁止条例との連携、学校などからの生活困窮者の伴走支援➡CSWへ（緊急対応、多重債務整理、年金手続き、住宅探し、制度利用、就労支援等）
- ・善意銀行の生活困窮者貸付
- ・民生委員助け合い資金
- ・物品提供（衣類、食糧、リユース）
- ・施設 社会貢献費用との連携
- ・住替え支援
- ・食材支援 フードライブ

### 豊中の生活困窮者支援②

相談の中で対応が難しかった就労まで距離のある若年の支援（ニート・ひきこもり・ホームレス）➡就労準備的な活動 本人との目標設定

①居場所…週4回（生活面と自己肯定感、仲間意識）

②就労プログラム2時間1コマ 活動費支給

③就労体験…新聞配達、団地の草ひき、買物支援、パン屋、農業、林業、うどん屋等➡職域開発地域のネットワーク発揮 活動費支給

④びーの×マルシェでの定期的な就労体験

⑤就労訓練…パートで一定期間仕事に就く（この間就活）

⑥就労支援…就労支援センター・ハローワークとの連携

コロナ禍での対応では、「離れていてもつながろう」ということで、往復はがきによる安否確認、手作りマスクの配布、校区福祉委員会の見守り、ポスティングや電話、遠隔サロン、当事者・ボランティア・外国人等2000人へのアンケートの実施などを行った。

豊中の取り組みは、コミュニティソーシャルワーカーだけではなく、8,000名を超える多くのボランティアによって支えられている事業である。とても理想的な形態であり、活動についても積極的に行われているが、本市との比較をしてはいけないと思うが、勝部麗子氏の個人的な能力とそれを支える関係者との連携で培われたものであり、本市で行うにはとても難しいと思われた。